


貸付金を借受けている方へ

退職・転出に伴う償還手続きについて

公立学校共済組合で貸付金を借受けている方が、退職等により組合員の資格を喪失したり、他の共済組合へ転出された場合、未償還元利金は原則として**全額即時償還**となります。



退職される方や
他の共済組合へ
転出される方は
ご注意ください

1 退職される方(退職手当が支給される方)

(1) 退職手当から全額控除できるとき

未償還元利金は退職手当から全額控除します。

手続きは不要です。

(2) 退職手当から全額控除できないとき

未償還元利金が退職手当の金額を上回る場合は、退職手当の全額を償還金に充てます。残金については、退職時の所属所を通じて本人宛てに**振込依頼書を送付**します。

年度末退職者の繰上償還について

年度末退職予定者が繰上償還を希望する場合、1月14日までに繰上償還の申込みをしてください。これ以降は繰上償還ができませんので退職手当から控除することになります。

2 東京都職員共済組合(教育庁事務局又は知事部局あるいは区教委事務局等)や市町村職員共済組合(市教委事務局等)へ転出される方

借受人が希望される場合で、概ね5年以内に公立学校共済組合に戻る可能性がある方は、毎月の給料から控除する徴収嘱託の制度があります。徴収嘱託を希望される方は、所属所の事務担当者を通じて貸付係までご連絡ください。

3 公立学校共済組合の他支部(道府県の公立学校・他県等の公立学校共済病院等)へ転出される方

退職手当が支給されない方で、他支部へ転出される方は、転出先支部で償還を続けることができます。該当者は、所属所の事務担当者を通じて貸付係までご連絡ください。